

地方創生の推進に向けた連携に関する協定書

静岡市（以下「甲」という。）と株式会社セブン-イレブン・ジャパン（以下「乙」という。）及び株式会社イトーヨーカ堂（以下「丙」という。）は、静岡市の地方創生の推進に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の喫緊の課題である人口減少を克服し、地方創生の推進を図るため、甲、乙及び丙が有する能力、資産等を活用し、相互に連携して取り組むために必要な事項を定めることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲、乙及び丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携する。

- (1) 地元產品の流通・販売支援に関すること。
- (2) 市政情報の発信に関すること。
- (3) 地域の暮らしや安全に関すること。
- (4) 環境保全の推進に関すること。
- (5) その他、地方創生の推進に関すること

2 甲、乙及び丙は、前項各号に定める事項を円滑かつ効果的に推進するため、それぞれ連絡調整に関する担当部署を定め、定期的に協議を行うものとする。

（守秘義務）

第3条 甲、乙及び丙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密事項について、この協定の有効期間中であると有効期間終了後であるとを問わず、第三者に対し開示し、又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の書面による承諾を得た場合は、この限りではない。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲、乙及び丙が書面により特段の申出を行わないときは、さらに1年間この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（細則）

第5条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項について必要があるときは、甲、乙及び丙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙の署名の上、各自その1通を保有する。
令和3年10月1日

（甲） 静岡市長

（乙） 株式会社セブン-イレブン・ジャパン（丙） 株式会社イトーヨーカ堂

代表取締役社長

代表取締役社長

田辺信宏

永松文彦

三枝 富博